

トラック運送業の適正運賃・料金検討会について

トラック運送業の適正運賃・料金検討会

- 自動車局においては、トラック運送事業者の取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、平成27年度、厚生労働省と共同で、荷主も構成員に含めた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。
- 同協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、適正運賃・料金收受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行うための場として、平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。第4回検討会までの議論を踏まえ、平成29年8月4日に標準貨物自動車運送約款等を改正し同年11月4日に施行。
- 平成29年12月20日に開催した第5回検討会以降、持続可能なトラック事業運営等のために必要なコスト構成等についてのトラック事業者・荷主の双方における共通かつ適切な理解の形成を促すための方策等について検討。

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

委員

【学識経験者】

- ・藤井 聡 京都大学工学部工学研究科教授（座長）
- ・野尻 俊明 流通経済大学学長
- ・苦瀬 博仁 流通経済大学流通情報学部教授
- ・柳澤 宏輝 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

【行政】

- ・平嶋 隆司 国土交通省自動車局貨物課長
- ・多田 浩人 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）
- ・藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・伊奈 友子 経済産業省商務・サービスグループ物流企画室長
- ・宮浦 浩司 農林水産省食料産業局食品流通課長

オブザーバー

【荷主】

- ・上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
- ・五十嵐克也 日本商工会議所流通・地域振興部長
- ・黒川 毅 日本機械輸出組合国際貿易円滑化委員会委員長

【トラック運送業】

- ・坂本 克己 （公社）全日本トラック協会会長
- ・馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会副会長

【労働組合】

- ・難波 淳介 全日本運輸産業労働組合連合会 中央執行委員長¹
- ・山口 浩一 全国交通運輸労働組合総連合 中央執行委員長

日時: 平成30年5月9日(水) 13:00~14:30
場所: 中央合同庁舎3号館 11階 特別会議室

主な議事内容

「持続可能なトラック運送機能を確保していく上での共通認識の醸成について」

上記議題について、各委員及びオブザーバーより下記のような意見があった。

- 運送事業者にコンプライアンス違反となる運行を強いることのないよう、ガイドラインを通じて荷主側に示す必要がある。
- コンプライアンス違反が運送事業者側だけの問題ではなく、違反の際には荷主側にどのような問題が生じるかを、手引き等を通じて荷主側にも問題意識を持たせるべきである。
- 荷主側から運送事業者にコンプライアンス違反となる運行を強いることのないよう、荷主勧告制度の実効性をあげていくとともに、独禁法・下請法の観点から他省庁とも連携して取り組みたい。
- 参入規制緩和・事後チェック型の運送業において、きちんとチェックを行えることが、コンプライアンス違反の事業者と、それに関与する荷主への対策に直結する。

上記の意見を踏まえ、荷主と運送事業者双方で持続可能なトラック運送機能を確保していく上での共通認識をもち、適切な取引環境をつくることができるように、手引き書を作成する予定。

トラック運送サービスを持続的に 提供可能とするためのガイドライン

～荷主・運送事業者双方の共通理解に向けて～

法令を遵守しつつトラック運送機能の持続的確保を図る上でコストが必要になることについて、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すためにガイドラインとしてとりまとめました。



トラック運送機能の安定的・継続的な提供を可能とするために ～荷主・運送事業者双方の共通理解に向けて～

① コンプライアンス（法令遵守）は、安全確保等の観点から重要です。

○ トラックドライバーは、以下の改善基準告示^(※1)を遵守する義務があります。

拘束時間 <small>(始業から終業までの時間)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日^(※2) 原則13時間以内 最大16時間以内（15時間超えは週2回以内） ・ 1か月 293時間以内
休息期間 <small>(勤務と勤務の間の自由な時間)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して8時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2日平均で、1日あたり9時間以内 ・ 2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4時間以内

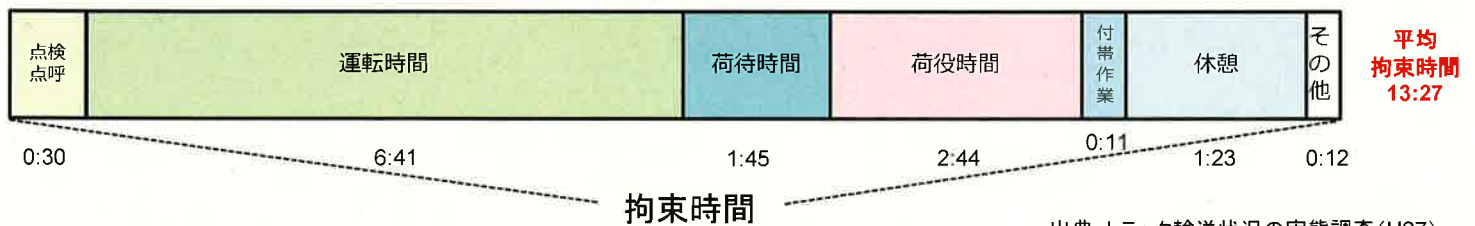
※1 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）

※2 (1)1日拘束16時間を超える運送はできない

(2)週3日以上1日拘束15時間を超える運送はできない

② 「拘束時間」は、荷物を運んで運転している時間だけではなく、点検・回送運転・荷待・荷役・休憩等の時間も含まれます。

※拘束時間等のルールに加え、働き方改革関連法により、H36年4月（2024年4月）から、時間外労働時間について「年間960時間以内」の上限が設けられます。



③ コンプライアンス違反を防ぐためには、

- ・ 荷待や荷役時間の長時間化の抑制、
- ・ 高速道路等の利用による運転時間の短縮、等について、荷主側の理解・協力が重要です。

ポイント： 検品・ラベル貼り等の付帯作業の範囲については、荷主・運送事業者双方で協議した上で契約で定めておくことが重要です。

コンプライアンス(法令遵守)のための取組例

(1) 高速道路利用等による拘束時間短縮 (例) →限られた時間での効率的運送が可能

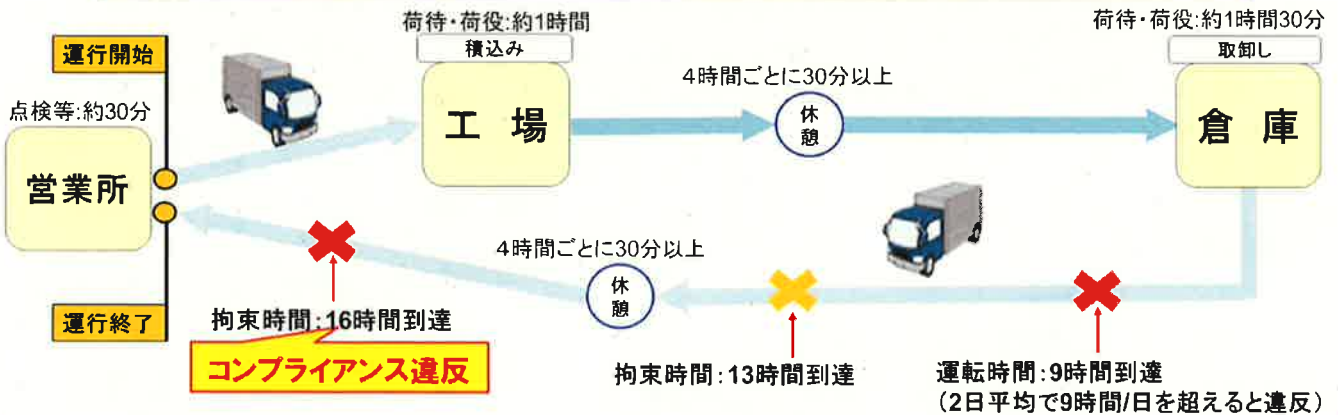
①高速道路利用(平均速度UP↑)、②フェリー等の利用(乗船時間は全て休息期間)により、拘束時間を短縮

一般道の走行では拘束時間のルールを守ることができない。

片道220km(往復440km)、一日運行、一般道路使用の場合

運転時間: 約12.5時間
拘束時間: 約16.5時間

⇒ 拘束時間が16時間を超過 = **コンプライアンス違反**



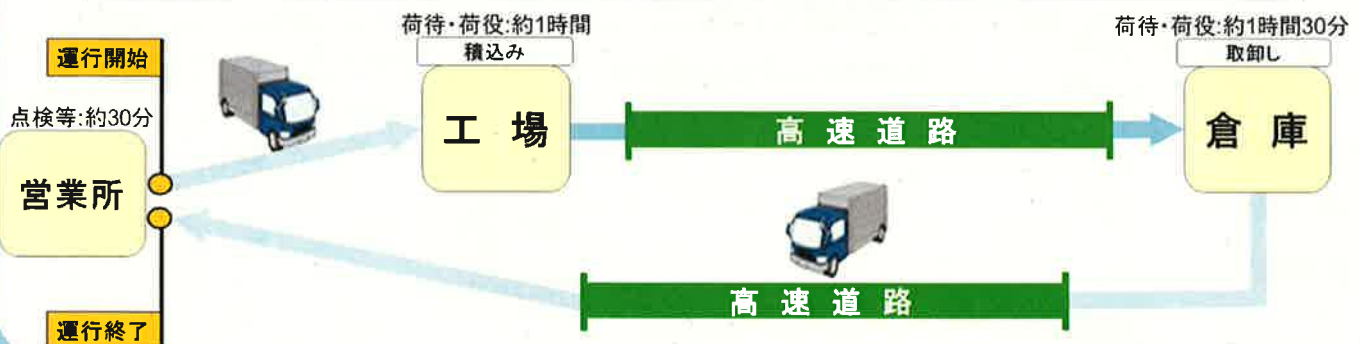
高速道路利用により拘束時間のルールを遵守することが可能に！

高速利用料は必要

片道220km(往復440km)、一日運行、高速道路利用の場合 ※高速道路: 340kmとして試算

運転時間: 約7.5時間
拘束時間: 約10.5時間

⇒ 拘束時間が13時間以内に収まる = **コンプライアンス(法令遵守)**
+ 連日運行可能



高速道路を利用せず拘束時間ルールを遵守しようとする...

- ① 交代運転者が必要 (2人分の人件費が必要)、又は、
- ② 1日戻りではなく、2日間運行とする必要あり (所要時間・コスト増加、効率悪化)

※一般道35km/h、高速道70km/hで走行するとして試算

コンプライアンス(法令遵守)のための取組例

(2) 受付予約システム・機械荷役等による拘束時間短縮 (例)

→限られた時間での効率的な運送が可能

荷待・荷役時間が長くなることによるコンプライアンス違反を回避するため、

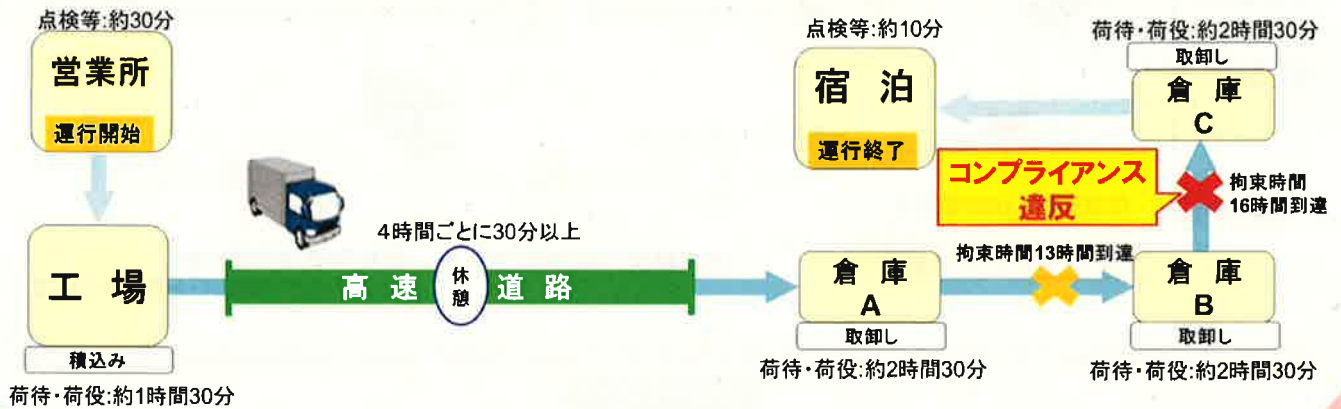
①トラック受付予約システム等による荷待時間を短縮、②パレット等の機械荷役による荷役時間を短縮

荷待・荷役時間が長くなることで拘束時間のルールを守ることができない。

片道450km 倉庫荷待ち時間:1時間30分×3回、
荷役時間:1時間×3回 の場合 ※高速道路:350kmとして試算

運転時間:約8.0時間
拘束時間:約18.0時間

⇒ 拘束時間が16時間を超過 = **コンプライアンス違反**



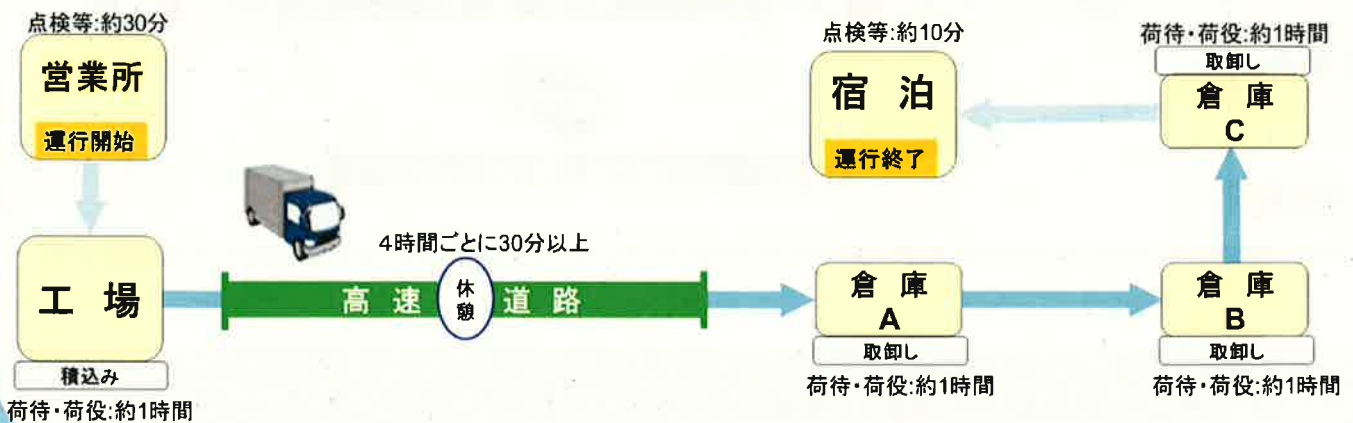
受付予約システム・機械荷役等で荷待ち時間等を短縮することにより
ルールを遵守することが可能に！

荷主側の協力が不可欠

片道450km 倉庫荷待ち時間:30分×3回、
荷役時間:30分×3回 の場合 ※高速道路:350kmとして試算

運転時間:約8.0時間
拘束時間:約13.0時間

⇒ 拘束時間が16時間以内に収まる = **コンプライアンス(法令遵守)**



※一般道35km/h、高速道70km/hで走行するとして試算

④ 法令を遵守しつつ運送機能が持続的に提供されるためには、運送に必要なコストが賄われることが重要です。

○ トラック運送機能を持続的に提供していく上では、以下のようなコストが発生します。

(1) 直接費(運送費)

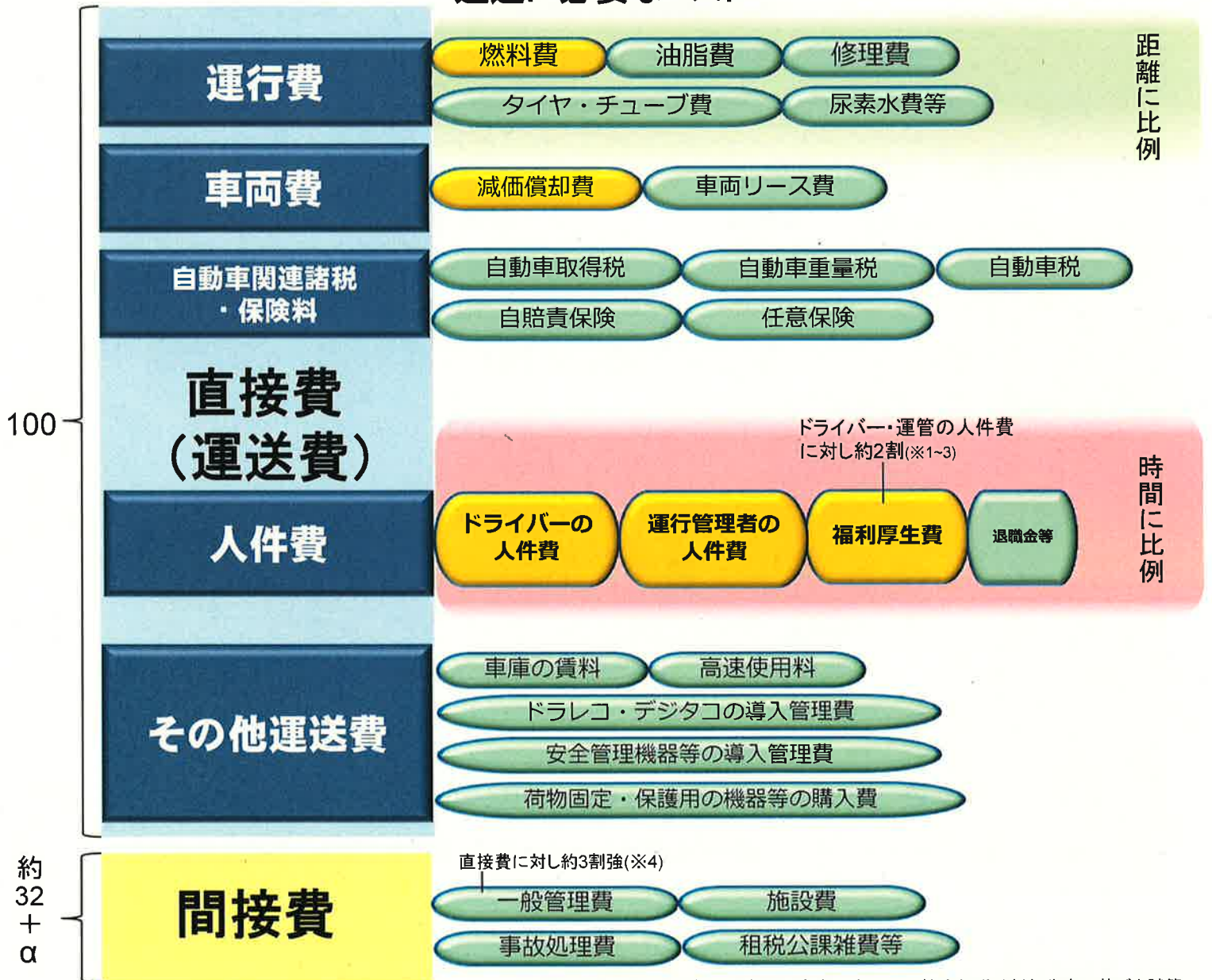
①運行費、②車両費、③ドライバー人件費等、④自動車関連諸税・保険料、等

(2) 間接費

①一般管理費、②施設費、③事故処理費、④租税公課等

○ 法令を遵守しつつ持続的に運送機能が提供される上では、こうした必要となるコストを賄えることが重要となります。

運送に必要なコスト



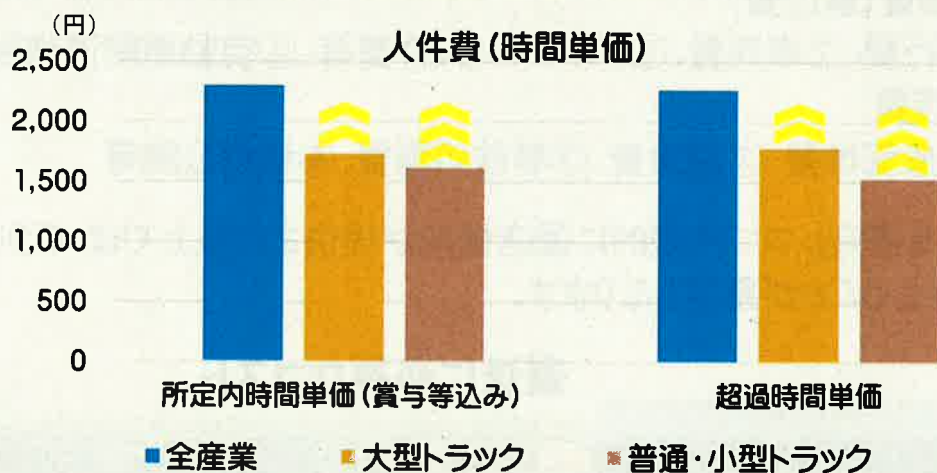
※1 福利厚生費比率は平成28年度全日本トラック協会経営分析報告書に基づき試算

※2 法定福利費事業者負担比率は厚生労働省等HPより

※3 福利厚生費には法定福利費を含む

※4 平成28年度中小企業実態基本調査に基づき試算

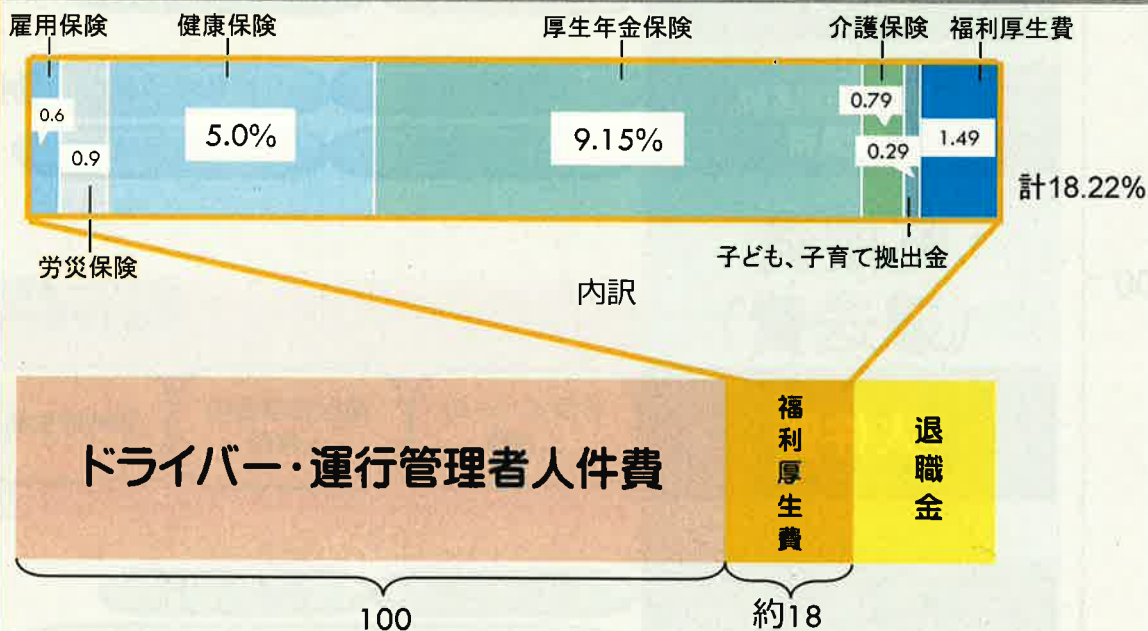
トラックドライバーは深刻な人材不足で、ドライバーの年齢構成も高齢化が進む一方です。他産業と比べて、給与の時間単価は約2割～3割低く、今後人材を確保していく上では、この差が縮小するようにしていくことが重要となります。



※1

人件費・福利厚生費について
(※4)

コンプライアンス(法令遵守)のために、福利厚生費等は必要不可欠なコストです。



- 一般的に福利厚生費は、運転者人件費に対して、その18%がかかる ※2~4
- 運行に対して間接的な面が強いが、コスト計算をする際には適切に計上する

※1 平成29年賃金構造基本統計調査に基づき試算

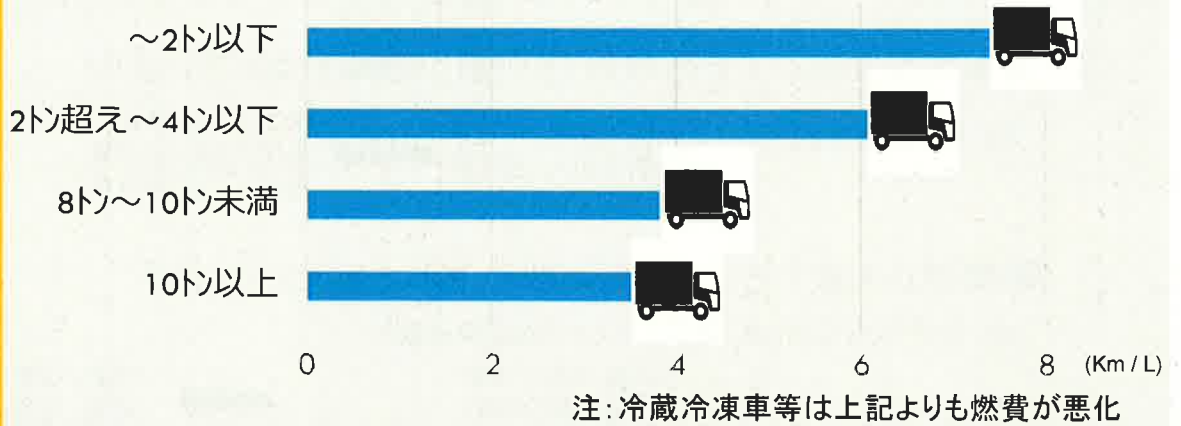
※2 福利厚生費比率は平成28年度全日本トラック協会経営分析報告書に基づき試算

※3 法定福利費事業者負担比率は厚生労働省等HPより

※4 福利厚生費には法定福利費を含む

燃料費は、車種や距離に応じて変動しますが、必要不可欠なコストです。

■ 平均燃費 **車種区分ごとの平均燃費** ※1

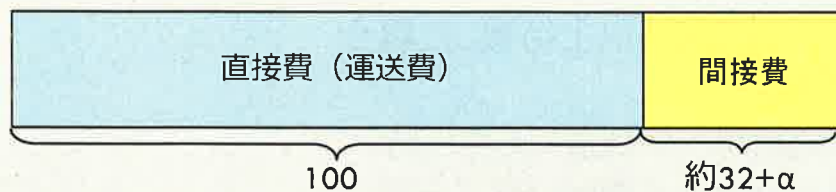


燃料価格は大きく変動します。その変動はトラック事業者がコントロールできないため、燃料サーチャージ制の導入が重要となります。



直接費の他に間接費が必要となります。(一般管理費、施設費等)

間接費
について



● 間接費は、平均直接費(運送費)の3割強相当。 ※2

※1 平成23年度全日本トラック協会調査データ及び平成27年度九州トラック協会調査データに基づき試算

※2 平成28年度中小企業実態基本調査に基づき試算
(トラック事業者の99.9%は中小企業者であり、きわめて零細性が強い。)

国土交通省では、法令遵守のために以下のような取組みを行っています。

⑤ 国土交通省はコンプライアンス（法令遵守）を強化し、働き方改革を進めるために、ルール違反に関する行政処分の強化等を進めています。

- 違反事業者に対する行政処分の強化(停車日数の引上げ)

(ex) 社会保険等未加入

一部未加入: 10日車	→	未加入1名: 警告
全部未加入: 20日車		未加入2名: 20日車
		未加入3名: 40日車

- 事業停止を課するトラック車両数を、最大5割まで引上げ

(ex) 処分150日車するとき、営業所あたりの配置車両数が

5両: 2両 × 75日	→	5両: 2両 × 75日
10両: 2両 × 75日		10両: 5両 × 30日
100両: 7両 × 18日、1両 × 24日		100両: 15両 × 10日

- 監査の強化

⑥ 改善基準告示等のルール違反については、トラック事業者への処分に加え、荷主勧告制度に基づく勧告等が行われる場合があります。

- 改善基準告示に違反した場合

- ① トラック事業者 ⇒ 行政処分を受けることとなります
- ② 荷主企業等 ⇒ 関与がある場合、荷主勧告制度による勧告(社名公表)や警告を受けるおそれがあります。

⑦ 荷主都合30分以上の荷待ちは「乗務記録」に記載する必要があります。

- 荷主都合により30分以上待機した場合

- 集荷地点等
- 集荷地点等への到着/出発日時
- 荷積み/荷卸しの開始/終了日時

等を「乗務記録」の記載対象として追加する必要があります。

※車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに限ります。

法令を遵守したトラック運送機能を、少子高齢化が進む中、安定的に提供するためには、荷主及び運送事業者双方の理解と協力のもとでの下記のような取組が必要（まとめ）

効率的な運送を可能にするために

○高速道路料金・フェリー料金等



長距離運行には、高速道路やフェリー等の利用が効果的
→ そのために実費として利用料のコストを賄えることが重要
※フェリー等の利用については、リードタイムの確保も重要となります。



（※高速道路やフェリー等を利用しない場合は、追加のドライバー等を用意）
→ 追加のコスト（人件費）が必要

○荷待ち・荷役時間の抑制と待機時間料等



①コンプライアンス（法令遵守）のために、長時間の荷待ち・荷役が発生しないことが重要



②また、荷主都合により生じた待機時間や付帯作業等に対する料金は、運送の対価である「運賃」とは別建てで収受される必要があります。

③荷待ち・荷役時間の短縮には、トラック受付予約システムや機械荷役が効果的
→ 予約システム_システムの導入や検品、仕分け作業の効率化が必要
→ 機械荷役_パレット等の利用、フォークリフト等の利用が必要

トラックドライバーの長時間労働改善等のガイドラインをまとめました。
（HP：<http://www.mlit.go.jp/common/001259787.pdf>）

燃料価格の変動に対応した燃料費

燃料価格が上昇した場合には、自動的に燃料費も上昇することになりますので、燃料価格の変動に対応してコスト回収ができる「燃料サーチャージ制」を導入することが重要です。

最近では燃料費が高騰していますからね。わかりました。

燃料費が上がっているんで、運賃をあげてください。



燃料費が少なくて困ったー



トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドラインについて
（HP：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html）

車両の点検整備費、ドライバーの健康管理費、社会保険料等



こうした安全を確保する上で必要なコストや福利厚生費等もルールを守る上で必要になるコストです。



発生するコストを賄えない状況では、コストを無理に削減するため、1人のドライバーで拘束時間等の限度を超えて運行したり、適切な点検整備等が行われないなど、コンプライアンス違反が惹起されるおそれが増加します。

国土交通省 適正取引相談窓口 一覽

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	
自動車局	貨物課		03-5253-8575					
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	06-6949-6447	
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733	
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765	
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151	
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253	
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138	
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631		神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272			自動車交通部	貨物課	082-228-3438
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531	中国運輸局	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167	
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2515		鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120	
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0343		島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311	
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122	
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336	
	山形運輸支局	企画輸送・監査部門	023-686-4712			自動車交通部	貨物課	087-802-6773
	秋田運輸支局	企画輸送・監査部門	018-863-5813		四国運輸局	香川運輸支局	企画輸送・監査部門	087-882-1357
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248			徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233	愛媛運輸支局	輸送・監査部門		089-956-1563		
神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6801	高知運輸支局	輸送・監査部門		088-866-7311		
関東運輸局	埼玉運輸支局	輸送・監査担当	048-624-1835	九州運輸局	自動車交通部	貨物課	092-472-2528	
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191	
	千葉運輸支局	輸送・監査担当	043-242-7336		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271	
	茨城運輸支局	輸送・監査担当	029-247-5348		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747	
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011		熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155	
	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107	
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952	
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192	
北陸信越運輸局	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4603	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836	
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140	
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893					
	中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
愛知運輸支局		輸送担当	052-351-5312					
静岡運輸支局		輸送・監査担当	054-261-1191					
岐阜運輸支局		輸送・監査担当	058-279-3714					
三重運輸支局		輸送・監査担当	059-234-8411					
福井運輸支局		輸送・監査担当	0776-34-1602					